

法令索引

★は海技試験の受験に必要な
法令を示しています。

海上運送法施行令.....	二〇二
★海上交通安全法、海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示.....	一五三
★海上交通安全法施行規則、海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示.....	一六七
★海上交通安全法施行令.....	二五七
★海上衝突予防法、海上衝突予防法施行規則.....	二七八
★海上衝突予防法施行規則第九条第一項第三号の動力船を定める告示.....	二九二
★海上衝突予防法施行規則第二十二条第一項第十五号の信号を定める告示.....	二九三
★一九七四年の海上における人命の安全のための国際条約(抄).....	二九四
★海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令.....	二九六
海上保安庁法.....	二九六
★海難審判法、海難審判法施行規則.....	二九九
海難二於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約.....	二六五
海事代理士法.....	二七〇
海事代理人法施行規則.....	二七〇
海事代理士試験規程.....	二七一
海事代理士法.....	二七一
海上運送法.....	二七二
海上運送法施行規則.....	二七二

★ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	一五六	漁船法	八四三
★ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	一五四〇	漁船法施行規則	八五三
★ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令	一五六八	漁船法施行令	八五三
基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令	一七七七	巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示	一三六九
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	一七六六	漁船法	八四三
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律	一七三三	漁船法施行規則	八五三
★ 海洋法に関する国際連合条約（抄）	一七三七	検疫法	一九五六
★ 関税法	一七八七	★ 検疫法施行規則	一九七三
★ 危険物船舶運送及び貯蔵規則	一七八〇	検疫法施行令	一九六九
危険物船舶運送及び貯蔵規則第百五十八条において準用する船舶防火構造規則の告示で定める要件等を定める告示	一七〇	★ 檢疫法	一九五六
救命艇手規則	一七〇	航海に係る記録を定める告示	一九七三
救命艇手試験科目	一七〇	航海用具の基準を定める告示	一九七三
★ 渔船特殊規則	一七五	★ 港則法	一九二
渔船特殊規則第三条第十一号及び第四条第九号に掲げる業務を定める告示	一七五	港則法施行規則	一九二
★ 渔船特殊規則	一七七	港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示	一九二
渔船の基準を定める告示	一七七	港則法施行規則第十二条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号	一九二
港則法施行規則第十二条第一項の港を航行するときの進路を表示する信号	一七九〇	港則法施行規則第十二条第一項の港を航行するときの進路を表示する信号	一九二
港則法施行規則の危険物の種類を定める告示	一七九五	港則法	一九二
★ 港則法施行令	一七九七		

航路等を記載する海図の指定に関する告示	一三五
航路標識法	一五七
港湾運送事業法	一九〇
小型漁船安全規則	一九一
小型漁船の基準を定める告示	一九二
小型漁船の総トン数の測度に関する省令	一九三
小型漁船の総トン数の測度に関する政令	一九四
小型船造船業法	一九五
小型船舶安全規則	一九六
小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一九七
小型船舶登録規則	一九八
小型船舶登録令	一九九
小型船舶の基準を定める告示	二〇〇
小型船舶の登録等に関する法律	二〇一
小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置 を定める省令	二〇二
★国際海上危険物規程	二〇三
★国際海上固体ばら積み貨物規則（仮訳）	二〇四
★国際海上物品運送法	二〇五
★国際海上船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	二〇六
法を定める告示	二〇七
★国際保健規則（二〇〇五）（仮訳・抄）	二〇八
国土交通省設置法（抄）	二〇九
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方 法を定める告示	二一〇
★商法（抄）第三編 海商 進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び 側方を警戒する船舶の指定に関する告示	二一〇
進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は 側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における 指示の内容に関する基準を定める告示	二一七
船員災害防止活動の促進に関する法律	一〇五
船員職業安定法	一〇六
一九七八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基 準に関する国際条約（抄）	一〇七
船員の労働条件等の検査等に関する規則	一〇八
★船員法 船員法第八十条第三項の食料表	一〇九
船員法第一百十七条の三の国土交通大臣が定める危険物 又は有害物を定める件	一一〇
船員法第一百十八条の三の主務大臣の定める速力	一一一
★船員法施行規則 船員法施行規則第三条の三第一項第一号の航路を指定 した件	一一二
船員法施行規則第十二条第二項第二号に規定する航路 を定める告示	一一三
船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定に基づく 船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定に基づく	一一四

き、運輸大臣が告示で定める基準を定めた件	九五
船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及び第五項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件	九六
船員法施行規則第七十七条の十四第一項の国土交通大臣が告示で定める基準を定める件	九七
船員法施行規則第八号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、国土交通大臣の指定する海技大学校等の講習料の課程を定める告示	九四
船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準	九四
船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準	九五
船員法に基づく登録検査機関に関する政令	一〇一
★船員労働安全衛生規則	一〇三
船員労働安全衛生規則に基づく運輸大臣が指定する薬品	一〇三
船員労働安全衛生規則により運輸大臣の指定する衛生上有害な物	一〇三
船員労働安全衛生規則の規定に基づく運輸大臣の指定する常用危険物	一〇三
船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示	一〇三
★船舶安全法	一一二
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令	一一三
★船舶安全法施行規則	一二一
船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二ただし書の告示で定める要件を定める告示	一二一
船舶安全法施行規則第十九条の三第二号及び第六十条の四第一項の規定に基づく告示	一二五
船舶安全法施行規則第六十条の六第二項のデジタル選択呼出装置の要件を定める告示	一二六
船舶安全法施行規則第六十三条の救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに捜索及び救助業務に従事している航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味を定める等の件	一二六
船舶安全法施行規則第六十五条第一項の告示で定めるスズの含有率を定める告示	一二六

船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示	一四五
船舶からのお有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令	一五五
★船舶機関規則	一五五
船舶気象通報規程	一五六
船舶救命設備規則	一五六
船舶区画規程	一五六
船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める告示	一五六
船舶区画規程百十十四条第一項の貨物及び値を定める告示	一五六
船舶構造規則	一五六
船舶自動化設備特殊規則	一五六
船舶衝突ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約	一五六
★船舶消防設備規則	一五六
★船舶職員及び小型船舶操縦者法	一五六
及第第六十六条の地方運輸局等を指定する告示	一五六
★船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令	一五六
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項	一五六
及第第六十六条の地方運輸局等を指定する告示	一五六
★船舶設備規程	一五六

船舶設備規程第一百八十八条第一項の動力ビルジポンプを定める告示	四七七
船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第九項の機能等を定める告示	四七七
船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示	一五〇
船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示	一五〇
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	一〇三
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第五条第三号の規定に基づき国土交通大臣の指定する漁業を定める告示	一〇三
★一九七三／七八年の船舶による汚染の防止のための国際条約（抄）	二〇八
船舶による危険物の運送基準等を定める告示（抄）	二〇八
船舶の艤装数等を定める告示	四七
船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示	一〇三
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	六一九
船舶の消防設備の基準を定める告示	一七九
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	一七九
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	一七九
船舶の操作の設備の基準を定める告示	三一
船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示	四九
船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定め	四九

★ 船舶のトン数に関する証書交付規則	一八四〇	る省令
★ 船舶のトン数の測度に関する法律	一八五〇	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
船舶のトン数の測度に関する法律施行規則	一八五〇	一八五〇
二〇〇四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び	一〇九〇	内航海運業法
管理のための国際条約（抄）	一一〇一	示 に
船舶の防火構造の基準を定める告示	一一〇一	内航海運業法
★ 船舶復原性規則	一一六〇	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
船舶復原性規則第二十六条の仮想状態を定める告示	一一六〇	一八五〇
★ 船舶法	一一七〇	日本船舶であることの証明書交付規則
★ 船舶法施行細則	一一七〇	一七七〇
船舶防火構造規則	一一七〇	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指
★ 船舶油濁等損害賠償保障法	一一三〇	標に関する基準を定める省令
船舶油濁等損害賠償保障法施行規則	一一三〇	一七四三
船舶油濁等損害賠償保障法施行令	一一四〇	日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約
造船法	一一五〇	一七四七
その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固	一一五〇	日本船舶であることの証明書交付規則
体ばら積み物質の積載の方法を定める告示	一一五〇	一七七〇
造船法と	一一五〇	は
造船法	一一五〇	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に關す
その他他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固	一一五〇	る条約（抄）
体ばら積み物質の積載の方法を定める告示	一一五〇	一七五五
ふ	一一五〇	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に關す	一一五〇	一八五三
る法律	一一五〇	ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等	一一五〇	を定める告示
の海上輸送の規制に関する法律	一一五〇	パリ宣言
★ 特殊貨物船舶運送規則	一一六〇	一一五〇
特殊貨物船舶運送規則第十五条の十の船舶を定める告	一一六〇	一一五六
告	一一六〇	二二五六
一一六〇	一一五六	二二五六
一一六〇	一一五六	一一五六

ま

満載喫水線規則.....

五五

み

- ★水先法.....
水先法施行規則.....
★水先法施行令.....

三三七

三四四

二三九

有害液体物質の排出率等を定める省令.....

一七五

よ

一九七四年ヨーク・アントワープ規則.....

三一四

り

- ★領海及び接続水域に関する法律.....
領海等における外国船舶の航行に関する法律.....

一八五

一八四

ろ

ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電

気設備の基準を定める告示.....

三五七

ロンドン宣言.....

四六七